

畑作物加工・流通対策支援事業  
(国内産いもでん粉工場生産性向上支援事業)

**第1 事業の内容**

本事業は、地域経済を支える重要な産業である国内産いもでん粉製造業において、今般の働き方改革の動向を踏まえ、国内産いもでん粉工場の労働効率を向上させ安定的な操業体制の確立を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を助成するものとする。

**1 省力化・効率化・グリーン化機器等の導入**

国内産いもでん粉の製造に係る機器のうち、省力化・効率化・グリーン化に資する製造管理機器及びソフトウェアの導入・改造

**2 労働効率向上調査等**

国内産いもでん粉製造事業者、物流事業者、実需者、学識経験者等により構成される検討会の開催及び効率的な輸送体制の確立を図るために必要な調査・実証

**第2 事業実施主体**

事業実施主体は以下に掲げるものとする。

- 1 国内産いもでん粉製造事業者
- 2 国内産いもでん粉製造事業者を構成員に含む団体
- 3 農業協同組合連合会
- 4 農業協同組合
- 5 民間企業

**第3 事業の実施要件**

**1 成果目標**

- (1) 第1の1の取組を実施する場合は、国内産いもでん粉工場の労働生産性を2%以上向上することとする。
- (2) 第1の2の取組を実施する場合は、国内産いもでん粉の荷役作業時間を10%以上削減することとする。

**2 目標年度**

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

**3 事業実施計画の採択要件**

事業実施計画の採択要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (4) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (5) 事業実施主体の構成員が食料システム法に基づく安定取引関係確立事業活動計

画、流通合理化事業活動計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

#### 4 留意事項

事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として、本事業により機器等の財産を取得する場合については、次によるものとする。

- (1) 貸付けの方法、利用者等の決定又は変更については、地方農政局長等と協議するものとする。
- (2) 利用者については、原則として、国内産いもでん粉製造事業者に限るものとする。
- (3) 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数十年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- (4) 賃借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることのないよう留意するものとする。

### 第4 事務手続

#### 1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、事業公募要領を委員会に諮るものとする。
- (2) 地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

#### 2 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 1により、地方農政局長等により補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事業実施地区が所在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第7第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。
- (2) 実施要領第5の2(2)において定める環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートについては、事業実施主体が第2の1又は2の場合は別記様式第10号一

3（食品事業者向け）、その他の場合は別記様式第10号－4（自治体・民間事業者向け）を用いるものとする。

なお、当該事業実施主体が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第35条の規定に基づく国内産いもでん粉交付金の交付を受ける者であり、当該交付金の交付申請手続きにおいて、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを既に提出している場合、その報告をもって環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの提出に代えることができるものとする。

## 第5 助成等

1 補助対象経費は、次に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

### （1）第1の1の取組

補助対象経費は、国内産いもでん粉の製造に係る機器のうち、省力化・効率化・グリーン化に資する製造管理機器及びソフトウェアの導入・改造に要する経費とする。

### （2）第1の2の取組

補助対象経費は、検討会の開催等に要する経費並びに労働効率向上のための調査に必要な旅費、謝金、作業機械等の借上費及び流通資材等の購入に要する経費とする。また、その経理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するものとする。

2 補助の対象となる第1の1の省力化・効率化・グリーン化に資する機器の導入については、次に掲げる基準をみたすものとする。

（1）原則として新品であり、耐用年数がおおむね5年以上のものであること

（2）既存の機器の代替としての同種・同能力のものの再導入（いわゆる更新）ではないこと

3 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大精算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

4 次に掲げる経費は、補助対象外とする。

（1）国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組に要する経費

（2）施設の附帯施設のみの整備のための経費

（3）施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費

（4）事業実施主体の自己資金又は既に完了している取組

（5）本対策の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

（6）補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

## 5 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の管理（預金口座（無利息型）の管理、会計簿への記帳・整理、機械設備等財産の取得及び管理等）に当たって、次の点に留意するものとする。

（1）適正化法、適正化法施行令及び農林畜水産業関係補助金等交付規則等の法令に基づ

き、適正な執行に努めること。

- (2) 補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者(学生を除く。)に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受ける等により、適正な執行に努めること。
- (3) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

## 6 補助金の返還

地方農政局長等は、事業実施主体について、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された助成金の一部若しくは全部について返還を求めるができるものとする。

- (1) 本事業による取組が事業実施計画に従って適切かつ効率的に実施されていないと判断される場合
- (2) 事業実施主体が事業を中止した場合
- (3) 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 実施要領第8の1に定める事業評価等の報告を怠った場合